

センターってどんなところ？

昭和村権利擁護センターは、成年後見制度に関する相談をお受けし、弁護士や司法書士、社会福祉士、関係機関と連携しながら支援していく相談窓口です。

● 主な業務 ●

相談支援

成年後見制度に関する相談を受け付け、問題解決のお手伝いをします。

申込み（申立て）手続きに必要な書類の作成をお手伝いします。

※申立ては行いません。



普及・啓発

成年後見制度について利用促進を目的とした講習会を開催します。

チラシやホームページにて広報活動を行います。



関係機関との連携

行政機関、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）、関係機関等との連絡及び情報交換を行い、相談の問題解決の連携体制を構築します。



成年後見制度には

法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

今必要な方

法定後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が適切な支援者（後見人、保佐人、補助人）を選び、お金の管理や生活に必要な契約手続きをお手伝いする制度です。判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つがあります。



将来に備える

任意後見制度

自分で決められるうちに、あらかじめ自分が選んだ「任意後見人」に、自分の代わりにしてもらいたいことを、契約で決めておく制度です。公証人の作成する公正証書によって契約を結ぶものとされています。本人の判断能力が低下し、家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されてから初めて効力が生じるものです。



後見人ができること・できないこと

後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況を考慮した上で支援を行います。

- ① 預貯金の管理、金融機関との手続きや、公共料金等の日常生活の中での各種支払い、不動産の売却契約・管理等
- ② 入退院に関する手続き、福祉サービスの利用や施設への入退所に関する手続き等
- ③ 不適切な契約の取り消し（法定後見制度に限る）
- ④ 遺産相続の代理

※後見人等ができないことの例

日用品の購入、本人の介護や病院の付き添い、身元保証人になること、医療行為への同意、婚姻・離婚・遺言書等の同意等



他制度の紹介について

権利擁護センターでは、成年後見制度以外の制度（日常生活自立支援事業等）の紹介もを行い、本人が安心して暮らせるよう本人に合った制度を一緒に考えます。